

はむらをいじめのないまちに

— 羽村市いじめ防止対策推進基本方針 —

令和5年6月

羽村市

はじめに

いじめは、いじめを受けた人の権利を著しく侵害する行為です。特にそれが子供である場合には、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼし、心に深く消えることのない傷を残します。全ての人が安全に安心して暮らし、心豊かな生活を送れる社会を創るためには、いじめの問題に社会全体で取り組んでいかなければなりません。

この「はむらをいじめのないまちに ― 羽村市いじめ防止対策推進基本方針 ―」は、「いじめ防止対策推進法」第十二条に基づき、羽村市が取り組むいじめの防止等のための対策の基本的な方向や内容等を定めたものです。羽村市は、子供たちをいじめから守り、いじめのないまちづくりを実現するために、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という考えの下、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための対策に取り組みます。

いじめ防止の基本的な考え方

- 1 いじめを生まない、許さない社会・学校づくりを推進します。
- 2 子供をいじめから守り通す社会・学校づくりを推進します。
- 3 いじめの防止や解決に自ら取り組める子供の育成を推進します。
- 4 いじめに対する大人の意識・指導力の向上と協力体制の強化を推進します。

市及び教育委員会が取り組むこと

- 1 いじめの問題に組織的に取り組み、迅速・着実に対応します。

市及び教育委員会は、いじめの防止・早期発見・早期対応を柱として、いじめの問題に組織的に取り組み、迅速・着実に対応します。

- (1) 関係機関及び団体と連携していじめの問題に対応します。

いじめの問題に対応する関係機関及び団体の連携を図るため、「羽村市教育委員会いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、どのような連携が可能か検討したり、いじめの防止等のための対策の推進について協議したりします。

- (2) いじめ防止の対策やいじめに関する重大事態について、迅速に調査し報告します。

この基本方針に基づく対策に取り組むため、教育委員会の附属機関として「羽村市教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめの防止の対策等について調査・審議します。いじめに関する重大事態が発生したときには、調査を行い、その結果を教育委員会に報告します。

- (3) いじめに関する重大事態に適切に対処します。

教育委員会からいじめに関する重大事態についての調査結果の報告を受けた市長が、その重大事態への対処や再発防止のために必要と判断した場合には、市長の附属機関として「羽村市いじめ問題調査委員会」を設置し、再調査を行います。

2 学校・家庭・地域を支援する活動に取り組みます。

市及び教育委員会は、いじめの問題に対応する学校・家庭・地域を支援するため、以下のような活動に取り組みます。

(1) 子供たちの豊かな心を育む教育活動を充実させます。

子供たちの豊かな情操と道徳性を養うため、教職員の資質向上に向けた研修の実施や指導資料の作成、学校への指導訪問などを行い、道徳教育や集团的行事等の教育活動を充実させます。

(2) 大人も子供も相談できる場を充実させます。

大人も子供も相談できる環境を整備するため、全小・中学校にスクールカウンセラーを配置します。また、必要に応じて専門的な知見から学校を支援するため、心理士の免許などをもったスクールソーシャルワーカーを学校に派遣します。

(3) 様々な機関・組織との連携を強化します。

いじめの問題に多面的・多角的に対応できる体制を整えるため、子ども家庭支援センター、児童相談所、民生・児童委員、保護司、児童館、学童クラブなど、様々な機関・組織と日常的に情報を共有して、連携を強化します。

(4) 教職員のいじめへの対応に関する指導力の向上を支援します。

いじめに対応する教職員の指導力や学校の組織力を向上させるため、若手、中堅、管理職など、それぞれの立場に応じて、いじめに関する内容を取り上げた研修を実施します。また、教職員がいじめへの対応について学ぶ機会として、人権教育の充実に関する研修を実施します。

(5) いじめの問題についてより広く理解を図る啓発活動を充実させます。

家庭や地域のいじめへの理解を促進するため、各学校でのいじめ防止に関する取組を、市の公式サイトや広報紙等を通して家庭や地域に紹介します。また、全市への広報活動・啓発活動として、いじめ防止に向けたチラシなども配布します。

市立小・中学校が取り組むこと

羽村市立小・中学校では、教育委員会と連携し、「いじめ防止の基本的な考え方」に基づいて、全校でいじめの防止に向けた取組を行っていきます。

1 いじめの問題に組織的に取り組みます。

(1) いじめの問題に対する学校の方針を明確に示します。

各学校では、全教職員が組織的にいじめの問題に取り組むための指針として、「学校いじめ防止基本方針」を策定します。策定に当たっては、いじめの問題についての子供たちの自覚を促すため、子供たちからの意見も取り入れるなどの工夫をします。また、策定した「学校いじめ防止基本方針」は、学校 Web ページ等で公開し、保護者や地域の方々にも広くお知らせします。「教職員は全ての子供の担任である」という認識の下、全校体制でいじめの問題に取り組みます。

(2) いじめの問題に対応する中核となる委員会を設置します。

各学校は、校内でのいじめの問題等に対応する中核となる組織として、「学校いじめ対策委員会」を設置します。委員会は週ごとに開催し、いじめの疑いのある案件や継続中の事案等について現状の報告や具体的な対応策の検討等を行います。また、委員に必ずスクールカウンセラーを加えるなど、専門的な知見からの助言も得ながら、学校の直面する課題に対応します。

2 いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

(1) いじめの未然防止に全校で取り組みます。

子供たちが自ら進んでいじめを許さない学校づくりに取り組めるように、全ての学級で「いじめに関する授業」を実施するほか、子供たちの豊かな心を育む道徳教育や集団的行事等を充実させます。また、いじめの問題に対応する教職員の資質を向上させるため、全教職員を対象に「いじめに関する校内研修」を実施します。さらに、保護者会や道徳授業地区公開講座、学校だより等を通して保護者や地域の方々の意識の啓発を図り、大人たちが協力していじめの問題に向き合っていくことができる体制づくりに取り組みます。

(2) いじめの早期発見に全校で取り組みます。

日頃から子供たちの些細な変化を見逃さないようにするため、「挨拶プラス一言運動」を推進します。また、子供たち一人一人の実態を把握するため、定期的な生活アンケートやスクールカウンセラーとの教育相談、子供たちが誰でも話せる教職員に相談できる「いつでも誰にでも相談週間」などを実施します。

(3) いじめの早期対応に全校で取り組みます。

いじめの疑いがある事案が把握された場合には、全教職員で情報を共有し、全校体制で対応します。いじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、落ち着いた学校生活を送れる環境を整えます。いじめを行った子供に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行います。インターネットを通じた誹謗中傷や画像等の拡散については、迅速かつ個別に対応し、拡散防止の徹底を図ります。また、犯罪行為に相当する可能性がある場合には、警察に相談します。

3 家庭や地域と協力していじめの問題に向き合います。

(1) 保護者との情報共有や役割分担を推進します。

子供たちはいじめの被害者にも加害者にもなり得ます。このことを念頭に、学校での取組や子供たちの規範意識を養うために家庭で取り組んでほしいことなどについて情報を発信し、教職員と保護者とが、それぞれの立場から子供たちを育てていくことのできる協力体制を築きます。

(2) 学校と地域との連携を推進します。

学校 Web ページや学校だより、授業や学校行事の公開、道徳授業地区公開講座などを通して、地域の方々に学校の様子をお知らせするとともに、いじめの問題に大人たちが協力して向き合っていく機運を醸成し、子供たちへの声掛けや地域の見回り、学校への情報提供など、安心・安全な暮らしを守るための協力体制を築きます。

はむらをいじめのないまちに

人は誰でも、幸せに生きる権利をもっています。その権利は、誰からも侵害されることがあってはならないものです。いじめはこの「幸せに生きる権利」を踏みにじる、決して許されない行為であり、いじめのない社会を実現することは、私たちみんなの責務です。

羽村市は、人と人とが互いに認め合い、尊重し合いながら、共に生きていく、そんなまちづくりに、これからも取り組んでいきます。